

和労発基 0205 第 2 号  
令和 6 年 2 月 5 日

別記の関係団体の長 殿

和歌山労働局長  
( 公 印 省 略 )

「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

平素は、労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。  
さて、標記について、令和 6 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通知がありましたので、貴団体の関係事業場の皆様への周知について、特段の御配慮をお願いいたします。